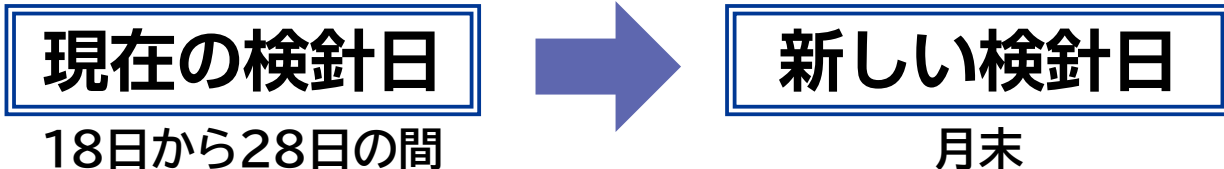


水道スマートメーターの導入に伴い 「検針日の変更」「検針票の発行終了」を行います

■検針日の変更について

水道メーターの検針は、現在、地区毎で異なる日に行っておりますが、使用期間や請求を分かりやすくするため「2月請求分」より検針日を月末に変更いたします。



【例】現在の検針日が18日の地区の場合

1月請求	2月請求	3月請求	4月請求
検針日 11/19 ~ 12/18 使用分	検針日 12/19 ~ 1/31 使用分	検針日 2/1 ~ 2/28 使用分	検針日 3/1 ~ 3/31 使用分

※2月請求分は検針日が月末に変更となるため、使用期間が1か月を超えますが、基本料金は1か月分の請求となります。超過料金については、基本水量の1.5か月分(用途が「一般」の場合、基本水量8m³×1.5か月分の12m³)を超えた水量を超過料金として請求いたしますのでご注意ください。

■検針票の発行終了について

検針の自動化により「検針票（水道・下水道使用量・料金のお知らせ）の発行を終了」いたします。令和8年4月より、使用量や料金等を確認・印刷したい場合はwebサイトへの登録が必要になります。登録方法等については、運用の開始が決まりましたら、町ホームページ及び広報でお知らせいたします。

検針票（一部抜粋）

水道・下水道使用量・料金のお知らせ

お客様番号	メーター番号	口径
000-000000		φmm
〇〇	〇〇	様
水道	今回の指針	m ³
	前回の指針(-)	m ³
	旧メーターの使用量(+)	m ³
	今回の使用量	m ³
	水道料金(税込)(A)	円
下水道	水道分使用量	m ³
	その他使用量	m ³
	今回の使用量	m ³
	下水道使用料(税込)(B)	円
今回ご請求予定額 [(A)+(B)]		円
このお知らせでは、料金のお支払いはできません。		

Webサイトへの登録には検針票に記載の「お客様番号」、「契約者名」が必要となりますので、**現在配布している紙の検針票の保管**をお願いいたします。



問 生活環境課上下水道係 ☎ 56-2111